

福島町ではさまざまな制度により、福島町に住んでいる皆さんの生活や事業を応援しています。
制度の利用をお考えの方は、各お問い合わせ先へご相談ください。
※各制度には一定の基準や限度額がありますので、ご利用前に必ずご確認ください。

不妊治療等助成事業

不妊症に係る治療を受けた方の経済的負担の軽減を図るため、治療費や交通費の一部を助成します。

●お問い合わせ先

福祉課健康増進係 ☎47-4682

妊産婦安心出産支援事業

妊産婦の方が町外の産科医療機関へ通院した際の交通費や、出産直前の準備で町外に宿泊した際の宿泊費の一部を助成します。

●お問い合わせ先

福祉課健康増進係 ☎47-4682

妊婦のための支援給付金

妊婦給付認定後に5万円、妊娠している子どもの人数などの届出後に子ども1人あたり5万円の給付金を支給します。

●お問い合わせ先

福祉課健康増進係 ☎47-4682

出産祝金交付事業

お子さんが生まれた方へ、奨励金を交付します。
※交付後10年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

妊婦さん支援給付金は
令和6年度で終了しました



サポート 担い手育成

子育て



農林業担い手養成事業

新たに農林業への就労を希望する方へ、奨励金などを交付します。

※交付後10年以内に農林業に従事しなくなった場合、奨励金を返還していただきます。

●お問い合わせ先

産業課農林係 ☎47-3002

産業活性化サポート事業

町内産業の活性化に向けて活動する団体などに、補助金を交付します。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

チャレンジスピリット応援事業は
令和6年度で終了しました

水産業担い手支援事業

新たに漁業への就労を希望する方へ、奨励金などを交付します。

※交付後10年以内に漁業協同組合員を脱退した場合、奨励金を返還していただきます。

●お問い合わせ先

産業課水産係 ☎47-3002